

# 気づき通信

平成25年 1月特別号

長公認会計士事務所

〒810-0001

福岡市中央区天神 3-4-5 ピエトロビル 6階

TEL092-731-4640/FAX092-731-4628

<http://www.chou-acctg.com>





謹 賀 新 年



昨年中は色々お世話になりました。

本年も宜しくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

長公認会計士事務所  
所長 長 伸幸  
所員一同

毎年のことですが、正月をむかえると何かおめでたい気持ちになり、また新鮮な気持ちになって新たなことに立ち向かおうという気になります。

年末に政権が交代し、円安の動きと株高の動きが生じているため、今年こそ景気が良くなるという雰囲気というか期待をいくつかの新年会で聞きました。

そのようになれば良いですね！

∞ ∞ ∞ 私自身の自戒の念 ∞ ∞ ∞

日本では「自ら努力することを美德とする文化」が失われつつあるように感じています。仕事ばかりの人生ではつまらない、ワークライフバランスを考えろ！週休2日制だ！労働時間の短縮だ！つめこみ教育・偏差値重視では落ちこぼれがでてかわいそうだ、ゆとり教育だ！平成に入ってからこのような話が繰り返されていたように思います。

そして今、お年寄りの方、社会的弱者への支援だと言います。しかし、その支援をする為にはお金が必要です。経済成長なくして、お金がないのに色々な事を言っても始まりません。子供手当だ、農家への個別補償だ、色々な事を言っていましたが、結局お金がない世界では通用しないわけです。

さて、新政権はなんとかデフレを脱却しインフレにする、経済成長させると言っていますが、仮にそれがうまくいったとしてもその先には消費税の引き上げという壁があるわけですので、実際同じお給料をもらっていても一般家庭が使える実質的なお金は縮小することになります。

また、もし本当にインフレ、物価上昇がおきれば、そういう商品を扱っている企業はホット一息つけますが、とても従業員の給与の引き上げに回すお金はないでしょう。

リーマンショックまでは、日本の大企業で輸出企業は大変潤っていましたが、従業員に回されたお金はそれほど多くありませんでした。

まして今、数では 7 割の企業が実質的な赤字で困っている時代、難しいのではないのでしょうか。

私は、人は稼げるようになって一人前だというふうに、前の職場で教えられてきたもので、社会や経済がどのようになろうと自分自身がしっかりと頑張っていかなければならないと覚悟しています。

私の場合、大手監査法人を離れて福岡で独立開業しようとするときに、ある尊敬する先輩から『資格をとってから勉強する人は少ない きちんと努力し、勉強を続けていけば、遅かれ早かれうまくいくよ。大丈夫だよ。頑張りなさい。』とっていただいた言葉が励みになって何とか今日までくることが出来ました。

今までの振り返ってみて本当にそうだったなと実感しています。逆にいえば、新しい若い人たちがこの業界にもどどんと生まれてきています。負けてはいられません。

ただ、今の自分が本当に努力しているのか、勉強しているのか、反省の念が一杯です。

そこで、個人の目標として勉強する、努力するという個人目標として決めさせて頂きました。

長 伸幸

## 今年目標

### 【事務所の方針】

- I. 経営者の悩みをよく聞き、その良き相談相手になること
- II. 部門別損益計算書、キャッシュフロー計算書の作成や指導、数字が苦手な経営者のために数値をグラフなどのヴィジュアル化、つまり「見える化」を通じて会社の現状課題をお客様に十分理解していただくこと
- III. お客様の会社の経営者と幹部が話し合う場としての「経営会議」「役員会」を提案、支援を行い、経営改善していただくこと
- IV. 年4回、経営セミナーを実施し、会計・経営をお客様と共に学ぶ場をつくり、数字に強い経営者になっていただくこと

### 【個人の目標】

勉強する、努力する



## 法定福利費 15% 時代



来年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることになっています。政権交代の関係で、消費税引き上げに伴う対応処置を含む税法改正案は、早くても1月末ごろしか決まらなないと報道されています。

しかし、増税は来年4月の消費税の増税だけではありません。サラリーマンでいいますと、1月分の給与から差し引かれる所得税が少し増えています。復興特別所得税の影響です。

また、給与・賞与から差し引かれる社会保険料も従業員負担分も会社負担分も着々と引上げられつつあります。

### 《福岡県の場合》

(数値は1000分の1単位)

	合計	個人負担	会社負担
社会保険料			
健康保険料	101.2	50.6	50.6
(介護保険料)注1	(15.5)	(7.75)	(7.75)
厚生年金	167.66	83.83	83.83
雇用保険料	13.5	5.0	8.5
労災保険料	3.0	—	3.0
児童拠出金	1.5	—	1.5
合計	286.86	139.43	147.43
() 内は40歳以上	(302.36)	(147.18)	(155.18)

(注1) 介護保険料は40歳以上の従業員が対象、健康保険料に含めて納付

※ 健康保険料(協会けんぽ)は上げられると思われませんがまだ公表されていません。  
健康保険料率は福岡県の協会けんぽの率  
厚生年金保険料率は今年9月引上げ予定

会社側は、従業員の給与・賞与の約15%を法定福利費として負担しなければなりません。10年ほど前は12%だったはずですが・・・。

ということは、同じ給与水準でも、10年間で本人は手取りが3%減少し、会社は3%人件費が増加しているということです。



## I. はじめに

年金について、現在の厚生年金制度は果たして守り続けられるのか、ということについては大いなる疑問があります。

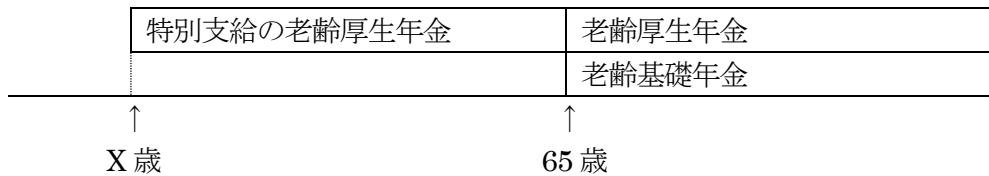
まず現状の年金制度がどのようになっているのかということについて調べてみました。ただし、年金制度は既得権のかたまりです。

従って、もう既に年金をもらわれている方に関しては現状が続くでしょう。そこで近い将来、ここ 10 年位で年金をもらうような立場になる方々で会社の経営者の方を前提にお話しをさせていただきます。

尚、今回の話は男性をメインとしています。これは、男性と女性では特別支給の老齢厚生年金をもらい始める年齢が違っているからです。

現在、同じ年齢であれば女性の方が早く年金をもらえる制度になっています。

## II. 現在の公的年金制度



会社経営者の方々は厚生年金に加入されているはずですが。このような方の年金は 65 歳からもらえる「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」が原則です。

ただし現行制度では、老齢厚生年金を 65 歳以前からもらい始める制度があります。これを「特別支給の老齢厚生年金」と呼びます。

年金の制度が全くどうなるか分からない遠い将来の方々は別として、現在 50 代の経営者の方々を前提にすると下記の年齢から特別支給の老齢厚生年金は受け取れることになっています。

現在、昭和 36 年 4 月以降の経営者の方々については特別支給の老齢厚生年金はありません。

現在の年齢（生年月日）	男性 （特別支給の）老齢厚生年金
52 歳（昭和 36 年 4 月 2 日以後生れ）	65 歳
53 歳（昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日）	64 歳
55 歳（昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日）	63 歳
57 歳（昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日）	62 歳
59 歳（昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日）	61 歳



### Ⅲ. 社会保険制度と年金の受取り

年金制度については、年金保険料を負担する話と、年金をもらう時の話との二つの側面があります。

現在の50代の経営者の方々は、私の子供頃と異なり大変元気な方々です。お客様でも、60代であろうと、70代であろうと元気に第一線で活躍されていらっしゃる方々はたくさんおられます。

そうすると現在の50代の経営者の方々は相当期間働き続けることが予想されます。仮に一生涯働き続けるとした時に、まず社会保険料の負担（自分の給与から差し引かれている個人負担部分+会社側が負担する会社負担部分）の合計は、現在の厚生年金、健康保険料を合わせて、給料の月額のおおよそ28%程度に達していますが、これがいつまで続くのかという下記の表になります。

働き続ける限り、厚生年金保険料と健康保険料は70歳までは確実に負担することになります。70歳を過ぎると厚生年金保険料は負担する必要がなくなります。

逆に、受け取る年金ですが、「特別支給の老齢厚生年金」ならびに「老齢厚生年金」については別に相応の給与をもらっている場合、支給制限をうけます。社長にふさわしい給与をもらえば、年金は全額もらえないでしょう。「老齢基礎年金」は基本的には支給制限はありません。

	働き続けた場合負担する 社会保険料		受取る年金	
	厚生年金保険料	健康保険料	特別支給の老齢厚生年金 「支給制限・カットあり」	
64歳	↓	↓	↓	
65歳				
69歳			↓	↓
70歳				
74歳		↓	↓	↓
75歳	後期高齢者の健康保険料 ↓			

#### IV. 特別支給の老齢厚生年金のカットの計算方法

##### 65歳未満の方（特別支給の老齢厚生年金）

年金	給与月額	カットされる年金額
年金と給与月額 合計 28万円以下		なし
28万円以下	46万円以下	年金と給与の合計が28万円を超える部分の2分の1がカットされる
28万円以下	46万円超	① 9万円 ② 給与の46万円を超えている金額 ③ 年金の2分の1 ①+②+③の合計がカットされる
28万円超	46万円以下	給与の2分の1が年金よりカットされる
28万円超	46万円超	① 23万円 ② 給与が46万円を超えている金額 ①+②の合計がカットされる

#### V. 老齢厚生年金のカット

##### 65歳以上の方の老齢厚生年金

年金と給与の合計	年金のカット
46万円以下	なし
46万円超	老齢厚生年金と給与の合計が46万円を超えている金額の2分の1がカット

#### 【例示】

老齢厚生年金を月25万円もらえる権利を持っている方は相当高額な給与を受給されてきた方です。

65歳未満で年金をもらえる権利が生じたとしても、月給50万円以上もらっていれば「特別支給の老齢厚生年金」はもらえません。

65歳になっても働き続けて、71万円以上の月給をもらおうと「老齢厚生年金」はもらえません。

給与からは70歳まで厚生年金保険料を払い続けます。





## 笑 い 話



(インターネットの世界から)

- ◎ 友達に「就職活動の資料請求の際、葉書に企業名の後は『様』ってつけるの？」と聞かれたので「御中（おんちゅう）の方がいいよ」と言ったら「〇〇会社 Want You」と書いて本当に投函してしまったらしい。その後、彼は「資料が届かない～」と嘆いていた
- ◎ 最近敬語が乱れていると言われるが、「ヤバいっすね！」と丁寧に言おうとしたらしき後輩が「やぼうございますね」と言っていた時は、確かに日本の行く末が心配になった
- ◎ 私の友達は仮免中に教官に「はい、この先の赤信号の交差点を右折して」といわれ、何の疑いもなく、信号が赤信号のまま交差点を右折した
- ◎ 弟は中学時代野球部で、監督から「お前はうちの秘密兵器だ」と言われ3年間、本当に秘密にされてしまった
- ◎ 〇〇牛乳の営業の人が飛び込み営業に来た。「牛乳担当の方いらっしゃいますか」いるわけない……
- ◎ 「こらっ！人を指ささないの！」って注意された男の子が「じゃあ何で！じゃあ何でこれは人差し指って言うんだ！詐欺だー！」と切れていた
- ◎ 母親が「あんたのためにコカインが入っていないコーヒー買ってきてあげたわよ」と言っている。母さん、僕が苦手なのはカフェインです
- ◎ うちの母がテレビを見ていると、美人のアナウンサーが出てきた。母は、「こんな人が嫁に来てくれるといいわ」と言ってニコニコしていたが、ウチの家族で男はお父さんしかいない。母はいったい誰の嫁がほしいのだろうか……
- ◎ もうすぐ4歳になる娘が、保育園でお父さんの絵を描いてきた。めがねをかけ、無精ひげを生やしたお父さんはかなり上手に描けていると思ったが、うちの主人はめがねをかけていない。娘の父親はいったい誰なのか家族中の話題となっている
- ◎ 私の母の友人（40）は、路上教習中「ここの制限速度は何キロですか？」と聞いたところ、「あんたの年とおなじだよ」と言われむっとしてずっと30キロで走りつづけたそうです
- ◎ 自分の部屋にベッドを置こうかなと言ったら「そんなデカイ物置いたら寝るところが無くなるでしょ！」と母に反対された
- ◎ 家の近くの94歳の爺さんは、毎日自転車で出かける。出先を聞くと近くの老人ホームだった。「そんなに毎日行くほど楽しいの？」と聞くと「7、80の若い女性がたくさんいる」とのこと！なるほど……

